

和歌山市余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業仕様書

1 目的

本事業ではP P A方式により、公共施設の駐車場等に自家消費型の太陽光発電設備を導入し、運転管理及び維持管理等を行い、発電した電力を各施設で自家消費するとともに、その余剰電力を先行地域内で活用することで、温室効果ガス排出を抑制することを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業概要

- ア 太陽光発電設備及び蓄電池の導入は、従量制P P Aにより行う。
- イ 事業者は、事業実施候補者決定後、和歌山市（以下「本市」という。）の示す「候補施設一覧（別紙1）」に対して現地調査、設備容量検討及び構造調査を行い、調査結果を本市に報告するものとする。
- ウ 事業者は、設備（太陽光発電設備（ソーラーカーポートを含む）、付帯設備及び蓄電池。以下同じ。）の設置が可能と判断した施設について、本市と設置の協議を行う。協議の結果、設置が決定した施設について、行政財産の使用許可を受け、設置場所に設備を導入する。
- エ 事業者は、現地調査等の結果を元に、発電した電力を施設が効果的に自家消費できるように設計した設備を導入し、当該設備の運転管理及び維持管理等を自らの責任で行う。なお、発電した電力は導入した施設で最大限自家消費するものとする。
- オ 事業者は、当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設に供給する。また、余剰電力については、別途本市が選定した「和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナー事業者」と協議の上、実施可能な時期からオフサイトP P Aの仕組みにより、先行地域内の対象施設に供給する。
- カ 工事は原則として日中に行うこととし、近隣住民及び施設利用者に配慮すること。
- キ 事業者は、自家消費について適切な検証手法を検討した上で、必要な計測機器等を設置し、各施設における発電した電力の自家消費量を編集可能な電子データにより、年度ごとに前年度の結果を翌年度の4月30日までに遅滞なく報告すること。
- ク 設置時や事業実施中又は撤去の際に施設（防水層等）を事業者の責で破損した場合は、事業者の負担で原状回復すること。
- ケ 事業者は、運転期間終了後、施設の屋上又は屋根に導入した設備やソーラーカーポートについては自らの費用で速やかに撤去すること。
ただし、本市が承諾した場合は、設備を本市に無償譲渡することができるものとする。

コ 事業者は、工事・運営や設備の設置に関すること及び非常時の設備操作マニュアル等について、各施設管理者等への説明を行うこと。内容等については本市と協議の上、決定する。

サ 本事業に対し、和歌山市脱炭素先行地域公共施設再エネ設備等導入補助金（以下、市補助金という。）を活用する場合は、市補助金の交付要綱と併せて、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）（以下、国交付金という。）交付要綱（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０１号。）及び同実施要領（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０１号。）（以下、これらを合わせて「国交付金実施要領等」という。）を十分留意すること。

（２）事業期間等

ア 契約開始から設備の撤去又は無償譲渡までを事業期間とする。

イ 運転期間は、運転開始日から１７年間以上で、原則として最長で２０年間とする。なお、市補助金を活用する場合は、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始日とすること。

ウ 設備の導入時期については原則、令和８年度から令和１１年度までとする。ただし、電力供給開始時期については、施設毎に本市と協議の上、決定する。なお、施設の指定管理者の契約更新あるいは運営管理を民間事業者に委託している施設における受託事業者の更新がある場合は、更新後に電力供給（運転）を開始すること。保全改修工事等が予定されている施設等は、別途協議の上、決定すること。

（３）契約単価

ア 本市は、各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。

イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。

ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。

エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。

オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。

カ 契約単価には、ＰＰＡ設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。

キ 契約単価については、全施設一律単価、または各施設ごとに個別単価を提案するものとする。いずれの場合であっても、設定された単価は契約期間中一定額とし、それぞれの単価が分かる積算資料を示すこと。なお、今後の社会経済状況に著しい変化があった場合等については、契約単価の見直しを協議できるものとする。施設で生じる余剰電力は、脱炭素先行地域計画（全国の空洞化都市に先駆ける”和歌山市モデル”～空き家改修×脱炭素で創るまちなか再生戦略～以下、「計画」という。）

のまちなか再生支援型エネルギー地産地消事業のスキームに従い、先行地域内へ供給することを想定しているため、同募集要領 11（1）に示す余剰電力買取単価とすること。

ク 施設の契約単価については、上限単価を示すものとし、参加資格があると認めた者に対し通知する。※上限単価は、候補施設の実績等をもとに算出したもので、できる限りこれと同等程度の単価を提案が望ましいため、上限値として設置したものである。

ケ 事業者は、本事業において想定される施設ごとの個別単価、または全施設における一律単価について、本市が設定する施設ごとの個別単価や全施設の一律単価の上限価格を下回るよう各単価を設定するものとする。なお、今後の著しい物価上昇や労務費等の高騰により、変更する必要があるときは協議の上、変更することができるものとする。

コ 本事業は環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」の活用を前提としていることを踏まえて、契約単価を提案すること。

2 設備工事前の調査・手続

事業者は、事業実施に当たって、以下のとおり、施設について下記「（1）現地調査」、「（2）設備容量検討」及び「（3）構造調査」を行い、必要に応じて、「（4）各種関係手続」を行った上で、結果を書面によりまとめ本市に提出すること。詳細は国交付金 実施要領 別紙 1 に従うこと。

（1）現地調査

候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、太陽光発電設備（ソーラーカーポートを含む。）の設置及び蓄電池の設置に係る課題を本市と協議した上で行うものとする。なお、本事業の実施施設については、「候補施設一覧（別紙 1）」に掲げる施設を対象とする。太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置場所は、本市と協議の上で決定すること。

（2）設備容量検討

太陽光発電設備容量については、次に掲げる項目等を踏まえ、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、候補施設ごとに適切な量とすること。国交付金の実施要領別紙 1 の 2 のア（ア）、イの（エ）に定める交付要件を満たすこと。

なお、提案における候補施設及び設備容量を基本とし、調査の結果判明したやむを得ないと認める事情（提案段階において図面等では判断がつかない事項等）がない限り、提案の内容を変更することは認めない。

ア 太陽光発電設備の容量等

太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、施

設ごとに適切な容量とする。事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、単独又は蓄電池を併用することで発電した電力を最大限自家消費できるように努める。

事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、非常時に本市が無償で利用できるように、非常コンセント盤等を設ける。

イ 蓄電池設備の容量等

蓄電池設備は、必要に応じて、適切な容量の蓄電池とする。太陽光発電設備を設置した施設に適宜設置し、非常時にも特定負荷に電力を供給できる設備を構築する。また、蓄電設備の保証期間は10年以上とし、その設置に当たっては洪水・内水の浸水想定等を考慮し、非常時に使用可能な設備容量を考慮した上で、事業者が提案するものとし、本市と協議の上、決定する。

(3) 構造調査

施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について、別途本市が提示する施設情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを確認し、結果を書面により報告し、承認を得ること。施設において太陽光発電設備（ソーラーカーポートを含む。）及び蓄電池設備の設置場所は、本市と協議の上、決定すること。建築基準法施行令に基づく垂直積雪量とし、台風等の気象条件への耐久性についても配慮する。ただし、設計図面から新たに構造計算を行わなければならない施設や破壊検査等の追加調査を行わなければならない施設等、構造調査が困難な施設があった場合は、本市と協議の上、事業対象外とすることができる。

上記調査結果を踏まえ、設備の設置に係る課題等に関し、施設管理者と協議すること。

(4) 各種関係手続

本事業の実施に当たって、各種法令の規定に基づく届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁等にて必要な手続きを行うこと。特に、太陽光発電設備設置に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）や蓄電池設置に係る消防法（昭和23年法律第186号）の規制については十分留意すること。

ア 事業者は、現地調査、設備容量検討及び構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で各種法令の規定に適合していることが確認できる書類とともに、結果を本市に提出する。事業者は、施設を本事業以外の用途に使用してはならない。

イ 本市が上記アの調査結果等を確認し、設備設置可能と判断した施設等に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可を申請することとし、使用料については、和歌山市行政財産の使用許可に関する使用条例（昭和39年条例第27号）第2条による土地、土地以外のものを使用する使用料の算出額とし、使用面積分を原則、本市に支払うこととする。事

業者に提供する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとする。太陽光発電設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行う。特に、蓄電池の設置に当たっては、設置後の施設について、消防法等の各種法令に適合するよう十分留意する。

※算出の根拠となる固定資産税の評価替え等により使用料の見直しを行うことがある。

なお、以下にあげる項目を満たす場合、減免を申請することができる。

(ア) 国若しくは地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(イ) 災害その他特別の理由により市長が特に必要と認めるとき。

3 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、施設への設備の設置を行う。各施設に導入する設備は平時において最大限自家消費に資するものとし、災害時には自立的に稼働する機能を有するものとする。また、設備機器及び配管等の固定は建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行い、耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による。設置の条件は以下のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 39 条及び電気設備の技術基準の解釈第 46 条の規定に適合し、かつ風圧力、自重、積雪、地震その他の振動及び衝撃に耐える構造とすること。この場合における風圧力等の荷重算定にあたっては、原則として JIS C 8955:2017「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に準拠するものとし、その確認結果を市に報告すること。

イ 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、電気設備の技術基準及び JIS C 8955:2017「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に基づき行うものとする。

ウ 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

エ JC-STAR 制度に対応していること。

オ ソーラーカーポート設置の場合、設計について、利用者が駐車する際に円滑な入出庫が可能な製品とし、原則として設置前の駐車区画と変わらないことを前提として、設置後の駐車区画（台数、区画ごとの面積、身体障害者用駐車スペース等）については、関連法令に基づき、事前に協議の上、決定すること。

カ ソーラーカーポート設置の場合、柱等に緩衝材を設置するなど、車体及び設備の破損防止措置を講じること。

キ ソーラーカーポート設置の場合、設置に伴い夜間の視認性が悪化すると想定される場合は、照明設備の設置を検討すること。

- ク ソーラーカーポート設置の場合、関連法令に基づき、施工時に人や車両の通行に支障がないよう配慮すること。また、駐車可能台数が極端に減少しないよう、工区を分割して施工するなど、本市と協議の上実施すること。
- ケ ソーラーカーポート設置の場合、原則として、植栽の伐採、電灯の移設・撤去等を行わないこととする。ただし、事前に施設管理者と協議の上、承諾を得た場合はそれに係る費用については事業者負担とする。
- コ ソーラーカーポート設置の場合、設置により、既設照明器具からの明かりが遮られる場合、代替措置を講じること。
- サ ソーラーカーポート設置の場合、支柱が後部のみ等、駐車、乗降に支障が無く、事故が起こりにくい形状の物とすること。
- シ ソーラーカーポート設置の場合、強風等に耐えられる十分な強度のあるものにする。
- ス 反射光が近隣施設に影響を及ぼさないようにすること。
- セ 太陽光発電設備から施設への引き込み線の設置及び管理について、施設管理者の経費負担がないようにすること。
- ソ 道路区域内に施設を設置する（工事中の一時的な使用を含む）場合は、別途、工事着手までに「道路占用許可手続き」等の必要な手続きを行うこと。

（２）蓄電池設備

- ア 蓄電システムは JIS C4412 もしくは JIS C4441 に準拠または相当する品質を満たすこと。
- イ 蓄電池は JIS C8715-2（リチウムイオン蓄電池の場合）又は平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準 第二の二」（リチウムイオン蓄電池以外の場合）に記載の規格に準拠したものまたは相当する品質を満たしたものであること。
蓄電池を設置する場合においては、設置後の施設について、消防法等の各種法令に適合するよう十分留意する。また設備機器の地震力を計算する際には設計用標準震度は震度クラス S を適用すること。
- ウ 平常時は、非常時に備えて必要な残量を確保して放電すること。
- エ JC-STAR 制度に対応していること。

（３）その他の事項

- ア 事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ウ 設備の設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は事業者負担で修復を行うこと。

エ 防水層の破断・破損に関し、設置工事前の現地調査において、防水層の劣化・破損や雨漏り等が見受けられ、それに起因した既存施設の破損と判断できる場合は事業者の負担とはならない。

オ 運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

カ 事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については本市と協議のうえで 決定する。

キ 事業者は、国交付金を活用する場合には、申請等について本市と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ本市の承認を得ること。

4 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事にあたっては、原則として公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）最新版及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）最新版に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理にあたっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT 法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- （１）設備設置時には、防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の防水機能に影響が無いよう施工する。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取る。
- （２）日影、反射光、輻射熱、騒音及び電波障害等による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。また、地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、双方協議の上、必要に応じて市と協力し、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。
- （３）事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF 形式データ）、工程表等を本市に提出し、確認を受ける。
- （４）施工にあたり、本市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。
- （５）施工にあたり、本市の所有施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。
- （６）既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。
- （７）事業期間中、本市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上、駐車場等の立入りに支障が生じないようにする。施設の電気設備への接続先及び接続方法について

ては既設電気設備の更新時に支障を生じないように配慮すること。

- (8) 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、本市との協議により決定する。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。
- (9) 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、本市と事前協議の上、施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- (10) 系統連系に係る一般送配電事業者その他関係者への協議については、事業者が行うこと。また、当該施設の受変電設備を改造する必要がある場合は、あらかじめ当該施設の電気主任技術者と協議すること。なお、改造に係る費用は事業者が負担すること。
- (11) 当該施設の受変電設備に電気事故が発生し、事業者が設置した設備に影響が及んだ場合、設備の復旧については、事業者の費用負担により行うこと。
- (12) 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。
- (13) 工事完成時には、現場で本市の確認を受ける。さらに、以下の書類を施設ごとに2部作成し、本市に引き渡すとともに、PDF形式データを提出すること。なお、完成図面はPDF形式データのほかにDXF形式データ又はJWW形式データ及びオリジナルCADデータを提出する。
 - ・完成図面（二ツ折り製本A2版、及びA3版）
 - ・完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書）
 - ・施工記録（工事写真、工事監理記録、試験成績書及び各種許認可書の写し等）

5 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- (1) 事業者は本市に設備の維持管理計画書を提出し、本市が承諾した維持管理計画書に基づいて、必要な維持管理を自らの負担で行うこと。なお、その維持管理が計画通りでなく、また不十分であるときは、本市は事業者に対して必要な設備のメンテナンスを命じることとし、事業者は自らの負担にてこれに応じること。
- (2) 使用開始後の運転に当たっては、電気工作物の保安上、事故発生時等には電気主任技術者との連携が必要であるため、管理体制等を事前に協議、整備しておくこと。
- (3) 事業者は、本市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の施設管理者及び電気主任技術者に連絡の上、施

設の運営に影響が及ばない方法で、事業者の責任と負担において修理を行う。なお、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。また、上記の点検業務を、当該施設における既存電気設備の点検業務等を行う者等への委託により行う場合は、あらかじめ本市の了承を得ること。点検費用等は事業者の負担とすること。

- (4) 運転期間中は当該施設の電気主任技術者と協議の上、保安規定に基づいて年次点検及び月次点検等を行うこととし、点検の内容は下表の内容を参考に、電気主任技術者と協議する。
- (5) 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (6) 事業実施中に、施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力するとともに、原因が設備の設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復すること。
- (7) 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- (8) 設備を設置した施設について、本市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、本市の負担とする。移設に伴う設備の運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、その間の本市による売電収入補償は行わない。
- (9) 本市が事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でP P A事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、本市が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については本市と事業者で協議の上、定める。
- (10) 施設に供給された電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、本市に帰属するものとする。
- (11) 事業者は、当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を本市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年、本市に報告し、本市はそれを確認する。
- (12) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- (13) 事業者は、設備の設置工事又は運転に伴い地域住民より光害や騒音等の苦情を受けた際には「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月環境省）」等を参考に誠実に対応すること。
- (14) 本事業により設置した太陽光発電設備で発生した余剰電力については、本市が指定する再エネアグリゲーター（以下、「アグリゲーター」という。）に売電すること。

そのため、事業者は余剰電力の供給開始前に、余剰電力の系統連系に係る手続きを行う他、アグリゲーターとの売電契約の締結、アグリゲーターが送配電事業者と締結する発電調整供給契約書等の諸手続きへの協力、余剰電力の売電に必要な計測・制御機器（機種はアグリゲーターが指定。）の設置等を行うこと。余剰電力の供給開始後は、発電量及び余剰電力等の各種データ計測とアグリゲーターへのデータ連携、情報共有を行うこと。

6 事業実施に関する共通事項

（１） 誠実な業務遂行

ア 事業者は、本事業の募集要領、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 事業者は、本事業の実施に当たり工事工程表・施工計画書及び納入仕様書を着工前に提出し、承認を得ること。

ウ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議すること。

エ 契約期間中の事業者と本市の関わり

本事業は、事業者の責により遂行され、本市は本事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

オ 工事完了に係る検査

工事完了後、事業者は設備について本市の検査を受け、完了報告書等を提出すること。

（２） 配慮事項

ア 事業者は、既設設備の撤去工事、設備の設置工事及び維持管理において、積極的かつ優先的に本市内の建築・電気工事・維持管理業者など（以下「市内業者」という。）を活用し、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

イ 使用する機器及び材料は、グリーン購入法に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努めること。

7 責任分担の基本事項

上記を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については、別紙２「リスクと責任分担」及び下記のとおりとする。また、これらに定めのないものは協議により決定する。

（１）事業者は本事業により、本市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険等（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入は任意とするが、損害が発生した場合は事業者が保険適用範囲の保証は全額負担する。また、本市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が保証責任を負い、事業者の責任において速やかに対応

するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、本市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

- (2) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合、又は事業期間が終了した場合は事業者の費用負担により設備の撤去を行い、屋上等の原状回復を行うものとする。ただし、本市が認めた場合は、設備を本市に無償譲渡すること。

※事業者は、事業が破綻した場合に備え、設備を撤去する方策（第三者機関での撤去費用の積立て、履行保証保険への加入等）を定め、本市に報告すること。

- (3) 事業者は、運転期間満了の1年前に、前年度の発電状況及び設備の劣化調査状況を本市に報告し、協議を行う。

- (4) 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

8 その他

本市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、本市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納しなければならない。

本事業の目的を達成するために必要な事項は、本資料に定めのないことであっても実施するものとする。

その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、本市と事業者で協議して決定するものとする。

別紙1 候補施設一覧

公共施設への太陽光発電設備施設一覧（予定）

設置方法	施設名	設備能力 (kW)	発電量 (kWh/年)	余剰電力量(kWh/年)
カーポート等	紀の国住宅河南コミュニティセンター	129	135,450	23,297
カーポート等	マルコーホーム河北コミュニティセンター	268	281,400	126,911
カーポート等	北コミュニティセンター	436	457,800	278,800
カーポート等	紀の国住宅南コミュニティセンター	89	93,450	748
カーポート等	四季の郷公園	391	410,550	226,213
カーポート等	松下体育館	58	60,480	33,506
カーポート等	河南総合体育館	288	302,400	187,488
カーポート等	市民体育館	480	504,000	336,168
カーポート等	つつじが丘総合公園	866	909,300	570,131
カーポート等	和歌山東公園	197	206,325	96,354

※設備能力及び余剰電力量は計画策定時における参考算出量であり変動する場合がある。

※計画変更等に伴い、上記対象施設は変更する可能性があります

別紙２ リスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			市	事業者
全 体	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	太陽光発電設備、ソーラーカーポート及び附帯設備（以下、「設備」という）に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	協議	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスク保証する保険		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	契約不適合責任	設備等に係る隠れた故障の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	協議	
計画・設計段階	物価	物価変動	協議	
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払の遅延・不能によるもの	○	
		目的外使用料等の支払が遅延する場合の事業継続不能（目的外使用料等の支払が必要な場合のみ適用）		○
	金利	市中金利の変動		○
	電力需要の変動	施設の電力使用量の著しい変動	協議	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	設備損傷	第三者（施設利用者等）の瑕疵による設備の損傷		○
	市施設損傷	設備に係る事故・火災による施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する施設への障害		○
		市施設に起因する事故・火災による施設及び設備の損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○
その他	その他事項	本リスク分担表に定めていない事項	協議	

※協議とあるのは、市と事業者で負担割合を決めるもの。